

令和3年4月8日

## 新型コロナウイルス感染症患者の確認について

昨日、4月7日（水）に県内290例目、291例目となる新型コロナウイルス感染症患者が大田市内で初めて確認されましたので、発表いたします。

### 【患者について】

1. 最初に、患者さんについてです。
2. 患者さんは、いずれも「大田市在住」、「60歳代」の、「男性」及び「女性」です。  
両患者さんは大田市内で同居されている方です。
3. 290例目の患者さんについては、3月31日（水）に咳、息切れ、頭痛等の症状があり、その後も症状が改善しなかったことから、昨日、医療機関を受診され、受診時には38度台の発熱もあり、その医療機関で検査を実施したところ「陽性」が判明したものです。
4. 291例目の患者さんは、290例目の接触者として、昨日、保健環境科学研究所で検査を実施し、「陽性」が判明したものです。
5. なお、昨日、保健環境科学研究所で変異株かどうかのスクリーニング検査を実施し、その結果、両患

者さんとも「変異株」であることがわかりました。

県内では、2例目、3例目となります。

今後、国立感染症研究所でどの変異株にあたるかを含め、確定検査を実施する予定であり、検査結果が判明し次第、情報提供します。

6. 次に、症状についてです。

290例目の患者さんは、現在も、咳、息切れ、下痢等の症状があり、「中等症」です。

291例目の患者さんは、現在まで「症状はありません。」

7. 両患者さんとも、昨日、感染症対策を講じた医療機関に入院されています。

#### 【現時点での行動歴】

8. 県央保健所においては、感染拡大防止のため、昨日から行動履歴や、濃厚接触者についての調査を行っており、現時点で把握できた行動歴等について説明します。

患者さんの行動歴の調査や検査を進めるなかで、感染拡大防止のために公表すべき情報があれば、改めて、情報提供します。

#### ＜発症日（無症状者は検体採取日）の2日前以降の行動＞

9. 症状のある方は発症日、症状のない方は検体採取日の2日前以降の患者さんの行動についてです。

この間は、患者さんから他の方に感染する可能性がある期間であり、感染のおそれの高い濃厚接触者

を確認するための調査です。

10. 290例目の患者さんについては、発症日の3月31日（水）の2日前の29日（月）以降の行動になります。

291例目の患者さんについては、症状がありませんので、検体を採取した4月7日（水）の2日前の5日（月）以降の行動になります。

- ① この間、両患者さんとも自宅で過ごしておられ、日常生活での接触はありますが、接触者は特定できています。
- ② 290例目の患者さんは、4月7日（水）に医療機関で検査を受けておられ、受診後は自宅で療養されています。
- ③ この間に、両患者さんと接触があった方については、本日から検体の採取を開始し、PCR検査など必要な検査を実施しています。

#### <発症日（無症状者は検体採取日）の14日前の行動>

11. 次に、発症日の14日前までの行動について、把握した情報について、説明します。

この間に、患者さんがどこから感染したのか、この患者さん以外に感染者はいないのか、を調査するものです。

- ① 両患者さんとも、この間に、県外での滞在歴があります。
- ② 両患者さんとも、国外での滞在歴はありません。

- ③ 行動歴の詳細については、現在、調査を進めています。

**【県民の皆さん、報道機関の皆さんへ】**

12. 両患者さんから感染するおそれがある期間の両患者さんの接触者については、特定できています。  
これらの接触者については、保健所から連絡をとっておりますので、保健所から連絡がない方については、両患者さんから感染のおそれはありませんので、ご安心ください。
13. 県民の皆さまにおかれては、これまでもお願いしておりますとおり、感染拡大防止のため、発熱等の症状があった場合は、まずは、かかりつけ医又は健康相談コールセンターにご連絡いただき、早めに受診していただきますよう、お願いします。
14. また、県から提供する情報に基づき、冷静な対応をお願いします。
15. 個人を特定する行為や、患者さんへの誹謗中傷が広がったりすれば、その後の事案で、保健所への情報提供や、そもそも感染や症状を名乗り出ることを控えるなどの悪影響が懸念され、かえって、広く感染拡大が県民に及びかねないという状況になることが懸念されます。
16. 患者さんの人権を守り、感染拡大を防止するために、個人を特定する行動や、患者さんへの誹謗中傷

は許されませんので、厳に謹んでいただきますよう、  
お願いします。

17. 県では、患者さんの行動歴の公表は、個人の特定につながることはないように、感染拡大を防止するために必要な場合に限っております。

県が公表する情報が具体的でないために、様々な推測や憶測がなされる場合がありますが、県が公表している内容を超える内容は事実とは限りませんので、注意してください。

18. また、県では、感染のおそれが高い濃厚接触者だけでなく、感染拡大を未然に防止するために、必要に応じて、接触があった方などに幅広く検査を実施することとしております。

そのため、検査を受けるということだけで、出勤、登園、登校をしないよう求めること、ましてや、検査を受けた方のご家族など、関係者までに、そうしたことを求めることは、過剰な対応となりますので、控えていただきますようお願いいたします。

19. また、新型コロナウイルス感染症の治療等に当たる医療従事者の方は、県民の命と健康を守るため、日夜、医療現場の最前線で懸命に努力されています。

医療現場で働く方を思いやる気持ちをもって対応いただくようお願いいたします。

20. 報道機関の皆様には、引き続き、患者さん、周囲の方への配慮、プライバシーを尊重した報道に、ご配慮願います。

21. また、県内では、ここしばらく、感染者の発生が少ない状況ではありますが、この4月は、就職や就

学等で、県外との移動が多くなる時期になります。  
こうした状況において、全国的に感染者の発生が増加しており、継続的な感染対策の実施が必要です。

22. 県民の皆様におかれては、職場や家庭での感染を防ぐため、感染リスクが高まるとして、政府が注意喚起をしている、「5つの場面（飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）」に注意していただくとともに、

引き続き、

- ① 「三つの密」の回避
- ② 「人と人との距離の確保」
- ③ 「マスクの着用」
- ④ 「手洗いなどの手指衛生」

など、基本的な感染対策に継続して取り組んでいただくよう、お願いします。